

プロポーザル参加資格(応募要件)

プロポーザルに参加する者は、センターの運営を円滑かつ安定して実施できるとともに、次の要件を全て満たす法人とする。

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 地域包括支援センターを適切、公正、中立かつ効率的に設置・運営することができること。 |
| (2) | 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置実績を有する者(地域包括支援センターを現に設置している者を含む。)、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。 |
| (3) | 介護保険法に基づく事業所指定を受け、広島市内で3年以上事業所を運営していること。 |
| (4) | 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないこと。 【(注)指定介護予防支援事業所としての基準:事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市町村の条例で定める基準に満たない場合など】 |
| (5) | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。【(注)契約を締結する能力を有しない者など】 |
| (6) | 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成8年広島市要綱)に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。 |
| (7) | 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 |
| (8) | 役員の中に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。 |
| (9) | 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。 |
| (10) | 次の各号のいずれにも該当しないこと。 |
| | ア 広島市暴力団排除条例(平成24年広島市条例第14号)第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの |
| | イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの |
| | ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの |
| (11) | 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。 |
| (12) | 現在経営している事業の運営内容が適正で、かつ財務内容が良好であること。 |